

名古屋市水道給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第39号

名古屋市水道給水条例の一部を改正する条例

名古屋市水道給水条例（昭和22年名古屋市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「、種別」を削り、同項の表を次のように改める。

用途	給水管の口径	基本料金
一般用	13ミリメートル	770 円
	20ミリメートル	1,290 円
	25ミリメートル	2,180 円
	40ミリメートル	7,230 円
	50ミリメートル	14,250円
	75ミリメートル	37,540円
	100ミリメートル	78,580円
	150ミリメートル	154,860 円
	200ミリメートル以上	323,030 円

公衆浴場用		770 円
備考		
1 一般用とは、公衆浴場用以外の用に供するものをいう。		
2 公衆浴場用とは、公衆浴場（管理者が定めるものに限る。）の用に供するものをいう。		

第23条第3項中「、種別」を削り、同項の表を次のように改める。

用途	給水管 の口径	従量料金（1立方メートル当たり）						
		使用水量10立方メートルまでの分	使用水量10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	使用水量20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	使用水量30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	使用水量50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	使用水量100立方メートルを超え300立方メートルまでの分	使用水量300立方メートルを超える分
一般用	25ミリメートル以下	10円	145円	205円	250円	290円	320円	330円
	40ミリメートル以上	205円		250円				
公衆浴場用		10円	90円					
備考 前項の表備考に同じ。								

第24条第2項中「、種別」及び「、旧種別」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年9月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の名古屋市水道給水条例第23条第2項及び第3項の規定は、令和7年10月分の料金（料金計算の基礎となる施行日以後最初の1月間に係る料金をいう。）から適用し、同月分前の料金については、なお従前の例による。